

障害年金の受給について

先月号では、水泳帽の例を挙げて、新しい市場の作り方(三宅秀道著・東洋経済新報社)という本をご紹介しました。生徒の識別の有用性を学校の先生に説いて水泳帽を学校で普及させ、その結果、一般社会にも水泳帽が普及したという話です。「文化の創造」の一例です。

今月号では、社会保険労務士で新しい文化の創造をしている渡辺洋介先生をご紹介します。

「障害年金、何それ。」

簡単に説明しますと、障害年金とは、病気や事故になった場合に受給可能な国の年金です。交通事故による外傷やうつ病等の精神疾患の場合が多いようです。

障害年金は、今までは、社会保険労務士の先生の中でも取り組む先生が少なかった分野です。

渡辺先生(社会保険労務士渡辺事務所:千葉県千葉市中央区栄町36-10YS 千葉中央ビル9階、TEL043-304-6906)は、障害年金を専門に取り扱っている先生です。(パンフレット及びプロフィールを同封させていただきます。)

渡辺先生によると、障害年金は、国の制度ですが、請求可能であるにもかかわらず、「知らない」ために請求していないことが多くあるとのこと。また、請求している方も、認定基準について詳しくない、診断書等の必要書類が不十分であるという理由により、認定がされないという事案もあるとのこと。

今までに知らなかった権利について啓蒙活動を行い、積極的に適正な障害年金が受給されるようにするという事は、まさに新しい「文化の創造」だと思います。渡辺先生の取り組みは全国でも注目されている取り組みとのことで、今後、全国的に「障害年金の請求」という価値観・文化が広まっていくと予想されます。

障害年金の請求の可能性があるかどうかについては専門家以外にはわかりにくいものです。そのため、可能性があるかもしれない方は一度お問い合わせすることを強くお勧めします。(なお、お問い合わせの際はよつば法律総合事務所又は大澤の紹介で聞きましたと言っただけだとスムーズです。)

(文責 大澤一郎)

お問合せ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル **0120-916-746** info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋舎番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談